

2026 年 7 月 21 日

各 位

東京都中央区日本橋浜町三丁目 21 番 1 号
株 式 会 社 建 設 技 術 研 究 所
代表取締役社長執行役員 西 村 達 也
(コード番号 9621 東証プライム市場)
問合せ先 取締役常務執行役員管理本部長 松岡利一
電話 03-3668-4125

自己株式の処分の払込完了及び一部失権に関するお知らせ

当社は、2026 年 1 月 30 日開催の当社取締役会において決議した従業員持株会に対する第三者割当てによる自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）に関する払込手続きが、完了いたしました。

なお、当初予定しておりました処分する株式の数及び処分総額は、一部失権に伴い変更が生じたので、下記のとおりお知らせいたします。本件の詳細につきましては、2026 年 1 月 30 日付け「第三者割当てによる自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 処分の概要（変更箇所には下線を付しております。）

	変更後	変更前
(1) 払込期日	2026 年 7 月 20 日	2026 年 7 月 20 日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 <u>23,069</u> 株	当社普通株式 <u>59,500</u> 株 (注)
(3) 処分価額	1 株につき 2,959 円	1 株につき 2,959 円
(4) 処分総額	<u>68,261,171</u> 円	<u>176,060,500</u> 円 (注)
(5) 処分方法 (処分先)	第三者割当ての方法による (建設技術研究所従業員持株会（以下、「本持株会」という。))	第三者割当ての方法による (建設技術研究所従業員持株会（以下、「本持株会」という。))
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とします。	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とします。
	<u>削除</u>	<u>(注)「処分する株式の数」及び「処分総額」は、最大値であり、実際に処分する株式の数及び処分総額は、「従業員持株会向けインセンティブ制度（特別奨励金スキーム）」(以下、「本スキーム」という。)に同意する本持株会の参加資格のある当社の従業員（以下、「対象従業員」という。)の数に応じたものと</u>

		なりす。「処分する株式の 数」及び「処分総額」につ きましては、確定次第速や かにお知らせする予定であ ります。
--	--	--

2. 変更の理由

処分する株式の数及び処分総額は、従業員に対する参加プロモーションが終了し、持株会の参加者数が確定したことによるものです。

3. 今後の見通し

本自己株式処分が当社の 2026 年 12 月期連結業績に与える影響は軽微である見通しですが、今後公表すべき事項が生じた場合は速やかに公表いたします。

以上